

# 主な都市計画変更について

## 1 都市計画道路の変更内容

概	要	決定権者
①真上安満線	右折レーン設置に伴う交差点改良のため都市計画変更 (交差点を南側に拡幅)	府
②古曽部天神線	古曽部天神線を西に延伸し、高槻駅原線までの間を新規に計画 (北側に拡幅、幅員 18 m)	市
③高槻駅原線	②の計画に伴い、東西区間を廃止	府
④高槻駅前線	③の廃止に伴い、現道幅員 (15m) に都市計画変更	市
⑤駅前広場	④の変更に伴い、隅切り部分を都市計画変更	市



## 2 用途地域、防火地域及び準防火地域の変更内容

概 要		決定権者
(A)天神町一丁目 (一部)	古曽部天神線の計画、高槻駅原線の廃止に伴い、第一種住居地域から近隣商業地域に変更	府
	用途地域の変更に伴い、防火指定無から準防火地域に変更	市
(B)芥川町一丁目 (一部)	古曽部天神線の計画、高槻駅原線の廃止に伴い、近隣商業地域から商業地域に変更	府
	用途地域の変更に伴い、準防火地域から防火地域に変更	市



凡 例	
	商業地域
	近隣商業地域
	第一種住居地域
	準工業地域